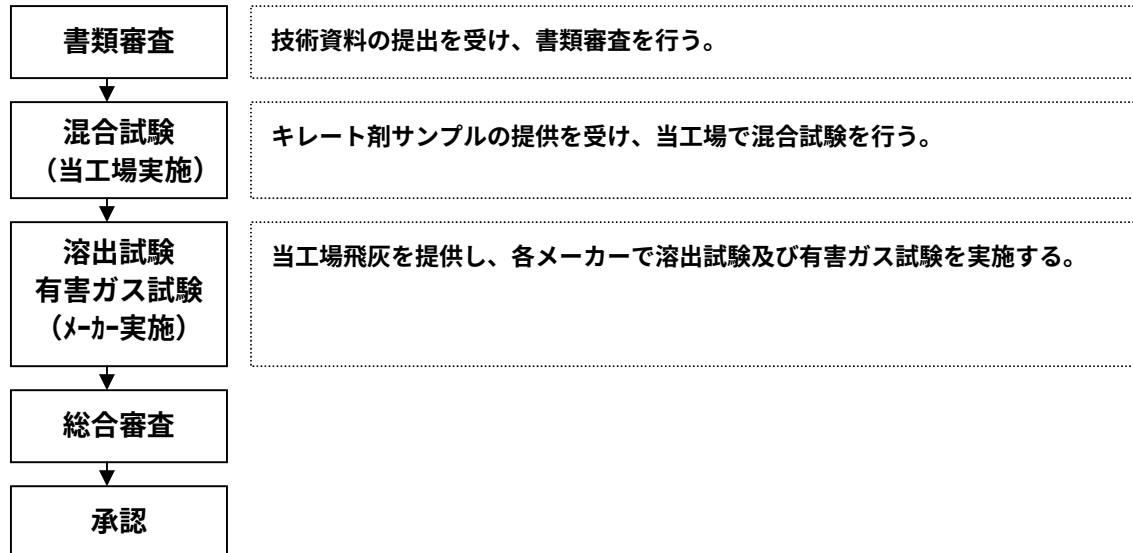


東部環境工場 飛灰処理用キレート剤選定基準

次の順序で審査及び試験を行い、全て適当である場合に採用とする。



(1) 書類審査

提出資料は次のとおりとする。

- 1) 基礎情報（化学式、物性データ（比重、粘度等））
- 2) 性能に関する資料
 - ・ 重金属溶出試験結果（他都市事例等）
 - ・ 処理灰の pH と溶出試験に関するもの
 - ・ 重金属固定の長期安定性に関するもの
- 3) 安全に関する資料
 - ・ 製品安全データシート（SDS）
 - ・ 毒性試験データ
 - ・ 処理時のガス測定に関するもの（他都市事例等）
- 4) 他自治体への納入実績（納入先、焼却炉メーカー・型式・規模、混練機機種等）

■性能の確認：性能が不十分なものは不適當とする。

■安全性の確認：安全性が不十分ものは不適當とする。

(2) 混合試験

各メーカーよりキレート剤の提供を受け、当工場で混合試験を行う。

混合比は、75：25 及び 50：50 とし、3 日間観察する。

■原則として、沈殿生成や結晶析出等の現象がみられた場合は不適当とする。

(3) 溶出試験及び有害ガス試験

当工場から提供する飛灰を用いて各メーカーで下記の試験を実施し、報告書の提出を受け審査を行う（試験費用等は各メーカー負担とする）。

なお、飛灰は、同一条件のものを各メーカーに提供する（全社分まとめてサンプリングし、十分に混合して均一にしたものを分配する）。

溶出試験

1) 原灰中の重金属含有量試験 (T-Hg、Cd、Pb、Cr⁶⁺ (または Cr)、As、Se)

2) 原灰及び処理灰の溶出試験 (T-Hg、Cd、Pb、Cr⁶⁺、As、Se)

- ・ 原灰（キレート剤無添加）
- ・ 処理灰（キレート剤添加率 1.0%）※添加率は原灰重量に対するもの
- ・ 処理灰（キレート剤添加率 2.0%）
- ・ 処理灰（キレート剤添加率 2.5%）
- ・ 処理灰（キレート剤添加率 3.0%）

※飛灰と混練する水は当工場井水とする。

※水添加率は 30%程度の任意とするが、正確に把握すること。

※低いキレート剤添加率で処理灰の金属溶出量が定量下限値未満となった場合は、これより高い添加率での試験を省略することができる。

- ・ 報告書には、第三者による計量証明書を添付すること。

■キレート剤添加率 2.0%で基準を満たさない場合は不適当とする。

有害ガス試験

- ① テドラーバッグ (3L) に、飛灰 50g、キレート剤 1.5g、当工場井水 15g を入れ、外部から空気が入らないようにすばやくヒートシールする。外からもむように飛灰、キレート剤、水を十分に混合する。
- ② サンプリングノズルから空気を 2L 入れ、テドラーバッグを 75℃で 10 分間加熱する。
- ③ 加熱後 (15 分以内に)、サンプリングノズルから検知管を差し込み、二硫化炭素、硫化水素、アンモニアについて測定を行う。

■有害ガス試験結果から当工場の飛灰処理室における濃度を推定し、基準を満たさない場合は不適当とする。

(4) 総合審査

当工場で審査を行い、結果を通知する。